

平成22年9月22日

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

区立上千葉砂原公園の来園者の利便性を高め、より一層の利用促進を図るため、公園拡張地に駐車場を整備することに伴い、葛飾区立公園条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 駐車場を有料施設とし、使用料を以下のとおり定める。

駐車時間30分まで	無料
30分を超える駐車時間30分ごとに	100円
- (2) 駐車場の使用時間を通年、終日と定める。
- (3) 駐車場の利用者を原則、公園の利用者と定める。
- (4) 駐車できる自動車の大きさ、駐車場における禁止行為、使用料の納付時期等を定める。
- (5) 駐車場使用料の減額・免除について、規則で定める。
- (6) 公園区域の拡張に伴い、別表における位置の表記を改める。

3 駐車場の概要

- (1) 名 称 上千葉砂原公園駐車場
- (2) 所 在 葛飾区西亀有一丁目18番8号
- (3) 駐車予定台数 24台
- (4) 管理形態 駐車場ゲート（自動開閉式）、料金精算機等を設置し、無人管理とする。
- (5) 開設予定時期 11月頃

4 案内図

裏面のとおり

5 新旧対照表

別紙のとおり

6 条例施行日

葛飾区規則で定める日

[案内図]



葛飾区立公園条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行	改 正 案						
<p>(略)</p> <p>(<u>駐車広場の設置</u>) <u>第9条 有料施設として、柴又公園駐車広場(以下「駐車広場」という。)を別表第1に規定する柴又公園(以下「柴又公園」という。)内に設置する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(<u>駐車広場の使用時間</u>) <u>第10条 駐車広場の使用時間は、別表第4のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、駐車広場を使用時間外に使用させることができる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(<u>有料施設の設置</u>) <u>第9条 公園内に設置する有料施設は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="863 501 1505 689"> <thead> <tr> <th>公園の名称</th> <th>有料施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上千葉砂原公園</td> <td>上千葉砂原公園駐 車場</td> </tr> <tr> <td>柴又公園</td> <td>柴又公園駐車広場</td> </tr> </tbody> </table> <p>(<u>有料施設の使用時間</u>) <u>第10条 有料施設の使用時間は、別表第4のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、柴又公園駐車広場(以下「駐車広場」という。)を使用時間外に利用させることができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(<u>駐車場の使用</u>) <u>第11条 上千葉砂原公園駐車場(以下「駐車場」という。)を使用することができる者は、上千葉砂原公園を利用する者及び区長が適当と認める者とする。</u> <u>2 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)で、規則で定める大きさを超えないものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(<u>駐車拒否</u>) <u>第12条 次の各号のいずれかに該当する自動車は、駐車場に駐車させることができない。</u> <u>(1) 駐車場の構造上駐車させることができないもの</u> <u>(2) 発火性又は引火性の物品を積載しているもの</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が駐車場の管理上支障があると認めるもの</u></p> <p>(<u>禁止行為</u>) <u>第13条 駐車場を使用する者は、駐車場で、次に掲げる行為をしてはならない。</u> <u>(1) 他の自動車の駐車を妨げること。</u> <u>(2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を損傷すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場</u></p>	公園の名称	有料施設	上千葉砂原公園	上千葉砂原公園駐 車場	柴又公園	柴又公園駐車広場
公園の名称	有料施設						
上千葉砂原公園	上千葉砂原公園駐 車場						
柴又公園	柴又公園駐車広場						

の管理上支障を及ぼすこと又はそのおそれのある行為をすること。

(駐車場の使用料)

第13条の2 駐車場の使用料は、駐車時間30分まで無料とし、30分を超える駐車時間30分までごとに100円とする。

(使用料の納付時期)

第13条の3 駐車場を使用する者は、自動車を出車させる際に、駐車場の使用料を区長に納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第13条の4 区長は、規則で定めるところにより、駐車場の使用料を減額し、又は免除するものとする。

(略)

(使用料等の徴収方法)

第16条 第8条に規定する使用料又は占用料 (以下この条から第18条までにおいて「使用料等」という。) は、使用又は占用 (以下この項において「使用等」という。) の期間に係る分を、その使用等の開始前に全額徴収する。ただし、使用等の期間が翌年度以降にわたる場合又は現に使用等を継続するもので、引き続き当該使用等の期間を更新する場合には、翌年度以降又は当該更新以降の期間に係る分の使用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日まで又は期間更新の日から1月以内に徴収する。

(略)

(公園予定区域及び予定公園施設)

第21条 第3条から前条までの規定(第5条の2及び第4章の規定を除く。) は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設 について準用する。

(略)

(駐車広場の利用)

第22条の3 駐車広場を利用することができる者は、柴又公園を利用する者及び指定管理者が適当と認める者とする。

2 駐車広場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。) とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の徴収方法)

第16条 使用料又は占用料 (以下この条から第18条までにおいて「使用料等」という。) は、使用又は占用 (以下この項において「使用等」という。) の期間に係る分を、その使用等の開始前に全額徴収する。ただし、使用等の期間が翌年度以降にわたる場合又は現に使用等を継続するもので、引き続き当該使用等の期間を更新する場合には、翌年度以降又は当該更新以降の期間に係る分の使用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日まで又は期間更新の日から1月以内に徴収する。

(略)

(公園予定区域及び予定公園施設)

第21条 第3条から前条までの規定(第4章の規定を除く。) は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設 について準用する。

(略)

(駐車広場の利用)

第22条の3 駐車広場を利用することができる者は、柴又公園を利用する者及び指定管理者が適当と認める者とする。

2 駐車広場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。) とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(略)

(駐車の拒否)

第22条の4 次の各号のいずれかに該当する自動車は、駐車させることができない。

- (1) 駐車広場の構造上駐車させることができないもの
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が駐車広場の管理上支障があると認めるもの

(略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	(略)
上千葉砂原公園	" 西亀有一丁目 27番1号
(略)	(略)

(略)

別表第4 (第10条関係)

(平12条例44・追加、平16条例18・平17条例23・一部改正)

名称	期間	使用時間	
		平日	土曜日(休日を除く。以下同じ。)
柴又公園駐車広場	1月から3月まで及び10月から12月まで	平日	午前9時から午後5時30分まで
	4月から9月まで	日曜日及び休日	午前7時30分から午後5時30分まで
		土曜日(休日を除く。以下同じ。)	午前9時から午後5時30分まで
	4月から9月まで	平日	午前9時から午後5時30分まで

(略)

(駐車の拒否)

第22条の4 次の各号のいずれかに該当する自動車は、駐車広場に駐車させることができない。

- (1) 駐車広場の構造上駐車させることができないもの
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が駐車広場の管理上支障があると認めるもの

(略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	(略)
上千葉砂原公園	" 西亀有一丁目 27番1号 " 西亀有一丁目 18番8号
(略)	(略)

(略)

別表第4 (第10条関係)

(平12条例44・追加、平16条例18・平17条例23・一部改正)

名称	期間	使用時間	
		平日	土曜日(休日を除く。以下同じ。)
上千葉砂原公園駐車場	1月から12月まで	午前0時から午後12時まで	
柴又公園駐車広場	1月から3月まで及び10月から12月まで	平日	午前9時から午後5時30分まで
		日曜日及び休日	午前7時30分から午後5時30分まで
	土曜日(休日を除く。以下同じ。)	午前9時から午後5時30分まで	
	4月から9月まで	平日	午前9時から午後5時30分まで

	日曜日及び休日	午前7時30分から午後6時30分まで
	土曜日	午前9時から午後6時30分まで

備考

- 1 平日とは、日曜日、休日及び土曜日以外の日をいう。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

	日曜日及び休日	午前7時30分から午後6時30分まで
	土曜日	午前9時から午後6時30分まで

備考

- 1 平日とは、日曜日、休日及び土曜日以外の日をいう。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。